

○ 熊本市予算決算規則（抜粋）

昭和 39 年 4 月 1 日
規則第 28 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 予算の編成(第 4 条～第 8 条)
- 第 3 章 予算の執行(第 9 条～第 21 条)
- 第 3 章の 2 決算(第 21 条の 2～第 21 条の 4)
- 第 4 章 補則(第 22 条・第 23 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算及び決算に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 40 規則 4・一部改正)

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各局長 熊本市事務分掌条例(昭和 46 年条例第 36 号)に定める局長、熊本市会計管理者の補助組織設置規則(昭和 39 年規則第 4 号)に定める会計室長、市民病院事務局長、消防長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、固定資産評価審査委員会書記並びに議会事務局長をいう。
- (2) 主管課長 熊本市事務分掌規則(平成 8 年規則第 38 号)に定める課(行政経営課、市民税課、資産税課、納税課、保険料収納課、保護第二課、食品保健課、廃棄物指導課、生産流通課、技術管理課、交通計画課、用地課、営繕課、設備課、住宅課、土木管理課、道路整備課、下水道建設課及び下水道維持課を除く。)の長、かい等(契約検査室、危機管理防災室、東京事務所、政令指定都市推進室、人権推進総室、競輪事務所、熊本駅周辺整備事務所及び教育センターを除く。)の長、会計室次長、契約検査室次長、危機管理防災室次長、東京事務所次長、政令指定都市推進室次長、人権推進総室次長、総合支所支所長、環境総合研究所所長、競輪事務所次長、熊本駅周辺整備事務所次長、市民病院の総務課長、消防局の総務課長、人事教養課長及び消防課長、教育委員会事務局の課及び室の長、教育センター副所長、選挙管理委員会事務局次長、人事委員会事務局調査課長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長、固定資産評価審査委員会書記並びに議会事務局総務課長をいう。
- (3) かい等 人材育成センター、契約検査室、危機管理防災室、東京事務所、政令指定都市推進室、主税課出張所、中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室、河内まちづくり交流室、市民センター、

健軍文化ホール、市民会館、消費者センター、計量検査所、総合女性センター、青少年センター、西原公園児童館、勤労青少年ホーム、人権推進総室、ふれあい文化センター、総合支所、芳野出張所、保健福祉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所、子ども総合相談室、子ども文化会館、子ども発達支援センター、環境工場、環境総合研究所、産業文化会館、築城四〇〇年記念事業室、熊本城総合事務所、動植物園、競輪事務所、水産振興センター、食肉センター、農林水産振興部出張所、熊本駅周辺整備事務所、土木センター、産院、金峰山少年自然の家、公民館、教育センター、図書館及び博物館をいう。

(昭 46 規則 51・全改、昭 48 規則 12・昭 54 規則 73・昭 58 規則 19・昭 59 規則 29・昭 60 規則 27・昭 60 規則 43・昭 61 規則 15・昭 62 規則 9・昭 62 規則 51・昭 63 規則 25・昭 63 規則 44・昭 63 規則 66・平元規則 2・平元規則 41・平 2 規則 5・平 2 規則 37・平 3 規則 38・平 3 規則 73・平 4 規則 48・平 4 規則 88・平 5 規則 10・平 5 規則 39・平 6 規則 2・平 6 規則 29・平 6 規則 65・平 7 規則 4・平 7 規則 9・平 8 規則 38・平 8 規則 46・平 9 規則 3・平 9 規則 61・平 10 規則 6・平 10 規則 68・平 11 規則 25・平 12 規則 25・平 13 規則 33・平 14 規則 40・平 15 規則 41・平 15 規則 68・平 16 規則 7・平 17 規則 48・平 18 規則 46・平 18 規則 81・平 19 規則 42・平 20 規則 9・一部改正)

(歳入歳出予算の款項及び目節の区分)

第 3 条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎会計年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算の節の区分は、毎会計年度歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)別記に定める歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

第 2 章 予算の編成

(予算の編成方針)

第 4 条 企画財政局長は、市長の命を受けて予算の編成方針案を作成し、市長の裁決を受けて、各局の長に通知しなければならない。ただし、補正予算については、編成方針を定めないのである。

2 当初予算の編成方針は、前年度の 10 月末日までに各局の長に通知するものとする。

(昭 46 規則 51・平 8 規則 38・平 13 規則 33・一部改正)

(予算要求書)

第 5 条 各局の長は、前条の規定による予算の編成方針に基づき、次の各号に掲げる書類(以下「予算要求書」という。)のうち、必要な書類を、企画財政局長に提出しなければならない。

- (1) 歳入予算概算書
- (2) 歳出予算概算書
- (3) 事業計画書
- (4) 継続費に関する調書

- (5) 債務負担行為に関する調書
- (6) 繰越明許費繰越計算書
- (7) 給与費明細書
- (8) その他必要と認める書類

2 前項の規定は、各局長が、予算の補正を必要と認める場合に準用する。

(昭 46 規則 51・平 13 規則 33・一部改正)

(予算の裁定)

第 6 条 企画財政局長は、前条の規定により提出された予算要求書を審査し、必要な調査を行い、市長の裁定を求めなければならない。

(昭 46 規則 51・平 13 規則 33・平 14 規則 83・一部改正)

(予算原案の調製)

第 7 条 企画財政局長は、前条の規定による裁定に基づき、予算の原案及び次の各号に掲げる予算に関する説明書を調製し、市長の決裁を求めなければならない。

- (1) 歳入歳出予算事項別明細書
- (2) 給与費明細書
- (3) 継続費に関する調書
- (4) 債務負担行為に関する調書
- (5) 市長に関する調書
- (6) その他予算の内容を明らかにするため必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、当初予算を除き、同項各号に掲げる書類のうち予算の原案の説明書として必要でない書類は調製しないことができる。

(昭 46 規則 51・平 13 規則 33・一部改正)

(議決予算の通知等)

第 8 条 企画財政局長は、予算が成立したとき及び市長が予算について専決処分をしたときは、直ちに各局長及び会計管理者に通知するとともに県知事への報告及び住民への公表の手続きをとらなければならない。

(昭 46 規則 51・平 13 規則 33・平 19 規則 42・一部改正)

第 3 章 予算の執行

(執行計画)

第 9 条 主管課長は、財政課長の指示に基づき、毎 4 半期の 5 日前までに当該 4 半期の執行計画案を作成し、財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項により提出された執行計画案を審査し、必要な調整を行ない当該 4 半期の執行計画を定めるものとする。

3 財政課長は、前項の規定により執行計画を定めたときは、直ちに主管課長及び会計管理者に通知しなければならない。

4 第 2 項に規定する執行計画は、次の各号に掲げる事項からなるものとする。

- (1) 歳入予算を款項及び目節に区分し、必要と認める節を更に細節に区分して、それぞれの科目ごとの収入予定時期を定めること。
- (2) 歳出予算を款項及び目(必要と認める目について事業ごと等による細目に区分される場合は、その細目を含む。以下同じ。)に区分し、かつ、節(必要と認める節について細節に区分される場合は、その細節を含む。以下同じ。)に区分して、それぞれの科目ごとの支出負担行為及び支払時期を定めること。
- (3) 歳出予算の配当に関すること。
- (4) 一時借入金の借入れ予定に関すること。

(昭 42 規則 20・平 19 規則 42・一部改正)

第 10 条 主管課長は、やむを得ない理由により執行計画に著るしく反する予算の執行をすることとなる場合には、執行計画変更案を財政課長に提出し、承認を受けなければならない。

(昭 42 規則 20・一部改正)

(執行の制限)

第 11 条 歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金、負担金、地方債その他特定の収入を充てるものは、当該収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、財政課長が特に認めた場合は、この限りでない。

(昭 42 規則 20・一部改正)

(歳出予算の配当)

第 12 条 財政課長は、執行計画に従い、主管課長から 4 半期の配当要求書を提出させて歳出予算の配当を行い、かつ、会計管理者に通知しなければならない。

- 2 前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る歳出予算のうち、前年度において既に配当された歳出予算については、前項の規定にかかわらず、改めて配当することを要しない。

(昭 42 規則 20・昭 46 規則 51・平 14 規則 83・平 19 規則 42・一部改正)

第 13 条 主管課長は、前条第 1 項の規定により配当を受けたのち、予算執行上、歳出予算の配当の追加を必要とするときは、予算配当依頼書を財政課長に提出しなければならない。

- 2 財政課長は、前項の規定により提出された予算配当依頼書を審査し決定するとともに主管課長及び会計管理者に通知しなければならない。

(昭 42 規則 20・平 3 規則 73・平 19 規則 42・一部改正)

(歳出予算の流用)

第 14 条 主管課長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の流用又は配当予算の目若しくは節の間の流用を必要とするときは、予算流用・予備費補充(繰戻)伺を財政課長に提出しなければならない。

- 2 財政課長は前項の規定により提出された予算流用・予備費補充(繰戻)伺を審査し、決定するとともに主管課長及び会計管理者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知があったときは、前 2 条の規定に基づく歳出予算の配当は、更正されたものとみなす。

(昭 42 規則 20・平 3 規則 73・平 14 規則 72・平 19 規則 42・一部改正)

(予備費の充当)

第 15 条 主管課長は、歳出予算外の支出又は歳出予算の当該科目の経費の金額を超過する支出を必要とするときは、予算流用・予備費補充(繰戻)伺を財政課長に提出しなければならない。

- 2 財政課長は、前項の規定により提出された予算流用・予備費補充(繰戻)伺を審査し、決定するとともに主管課長及び会計管理者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知があったとき、歳出予算の配当は、追加されたものとみなす。

(昭 42 規則 20・平 3 規則 73・平 14 規則 72・平 19 規則 42・一部改正)

(支出負担行為)

第 16 条 支出負担行為は、配当された歳出予算の範囲内で行わなければならない。

- 2 支出負担行為をするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。ただし、市長が別に指示する経費については、この限りでない。

(平 14 規則 83・平 19 規則 42・一部改正)

(財政課長への合議)

第 17 条 次に掲げる事項については、財政課長に合議しなければならない。

- (1) 将来の歳入歳出予算に関係を有するもの
- (2) 予算に関係のある条例、規則等の制定改廃に係るもの
- (3) 国又は県から負担金又は補助金を受けて実施する事業に係る申請
- (4) 主要な工事の施行に関する支出
- (5) 負担金、補助金及び交付金の支出
- (6) その他必要と認める事項

(平 8 規則 38・全改)

(事故繰越)

第 18 条 主管課長は、歳出予算について事故繰越しをする必要があると認めるときは、当該会計年度内に事故繰越し伺を財政課長に提出しなければならない。

- 2 財政課長は、前項の規定により提出された事故繰越し伺を審査し、意見を付して市長に提出し、裁定を求めなければならない。

- 3 財政課長は、前項の規定により市長の裁定を受けたときは、直ちに主管課長に通知しなければならない。

(昭 42 規則 20・一部改正)

(繰越計算書)

第 19 条 主管課長は、予算に定められた継続費若しくは繰越明許費を繰越して使用するとき、又は前条の規定により繰越しを決定された事故繰越しに係る経費について翌年度の 5 月 20 日までに繰越し額を財政課長に報告しなければならない。

2 財政課長は、前項の規定による報告に基づき継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書を調製し、市長の裁定を求めなければならない。

3 財政課長は、前項の規定による市長の裁定の結果を直ちに主管課長及び会計管理者に通知しなければならない。

(昭 42 規則 20・平 19 規則 42・一部改正)

(継続費精算報告書)

第 20 条 主管課長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、財政課長に報告しなければならない。

2 財政課長は、前項の規定による報告に基づき継続費精算報告書を調製し、市長に報告しなければならない。

(昭 42 規則 20・一部改正)

(出納状況の通知)

第 21 条 会計管理者は、歳入の収納及び歳出の支払いの状況を毎日、歳計金日報書により財政課長に通知しなければならない。

(昭 42 規則 20・平 19 規則 42・一部改正)

第 3 章の 2 決算

(昭 40 規則 4・追加)

(決算調書の提出)

第 21 条の 2 各局の長は、会計管理者の指示に基づき、その所管に係る歳入歳出予算の執行等について、決算調書を作成し、6 月 10 日までに会計管理者に提出しなければならない。

(昭 40 規則 4・追加、昭 46 規則 51・平 19 規則 42・一部改正)

(予算執行実績調書の提出)

第 21 条の 3 各局の長は、その所管に係る歳入歳出予算の執行について、主要な施策の成果その他歳入歳出予算の執行の実績を明らかにした歳入歳出予算執行実績調書を作成し、8 月 31 日までに企画財政局長に提出しなければならない。

(昭 40 規則 4・追加、昭 46 規則 51・平 13 規則 33・一部改正)

(決算書等の提出)

第 21 条の 4 会計管理者は、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を調製し、証拠書類とあわせて、出納閉鎖後 3 月以内に市長に提出しなければならない。

(昭 40 規則 4・追加、平 19 規則 42・一部改正)

第 4 章 補則 以下省略